

既修得単位の認定について（変更）

大学構内への立ち入り禁止措置延長に伴い、提出方法を**郵送へ変更**します。下記①②の手順により申請してください。

事前相談連絡先：gakumu@u-gakugei.ac.jp

郵送先：〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1

東京学芸大学学務課 既修得単位認定係

①事前相談期間：5月1日（金）～5月15日（金）：

別添の申請書を作成の上、添付にて上記メールアドレスへ送ってください。（題名は「既修得単位の認定事前相談について・学生番号・氏名」としてください）

②申請書類提出期間：5月1日（金）～5月29日（金）**必着**：

①事前相談にて学務課の確認が取れ次第随時郵送可能

※申請内容確認のため、今回は、事前相談（メール）→学務課確認（メール又は電話にて連絡します）→申請書類提出（郵送）の手順により申請してください。事前相談の際は、申請書の押印、成績証明書等の提出は不要です。

※提出書類や注意事項について、別添の「**申請の際の注意事項**」を必ず確認してください。

※指導教員の署名捺印は不要です。ただし、今後の履修計画について**必ず事前に**メッセージ等で指導教員に承諾をもらっておいてください。

既 修 得 単 位 認 定 申 請 書

令和 年 月 日

東京学芸大学長 殿

課程	選修・専攻	年度入学（学生番号 ー ）
	コース / サブコース	氏 名 ㊟

で修得した下記単位を学則第7条の による単位として認定
していただきたく所定の書類を添えて申請いたします。

他大学等で履修した科目・修得単位数			本学の単位として認定を受けようとする科目・単位			優先 順位
授 業 科 目	単 位	評 価	区 分	授 業 科 目	単 位	
計						

(注) 申請単位が60単位を超える場合は必ず優先順位を、欄外に記入すること。

※但し、在学中における認定単位(既修得・留学・語学・単位互換)の合計は60単位までなので注意すること。

* 指導教員記入欄

上記学生は、既修得単位の申請を申し出たので、よろしくお取り計らいください。

指導教員氏名

印

科目・分野			本学の単位として認定を受けようとする科目・単位			優先順位
授業科目	単位	評価	区分	授業科目	単位	
計						
合計						

【記入例】

既 修 得 単 位 認 定 申 請 書

〇〇年 5月 5日

東京学芸大学長 殿

〇〇 課程	〇〇 選修・専攻	〇〇 年度入学 (学生番号 〇〇 - 〇〇)
〇〇 コース / サブコース		氏 名 〇〇 〇〇 ㊟

〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科で修得した下記単位を学則第7条の 〇 による単位として認定していただきたく所定の書類を添えて申請いたします。

大学・短期大学の場合は1それ以外は2とご記入ください。

他大学等で履修した科目・修得単位数			本学の単位として認定を受けようとする科目・単位			優先順位
授 業 科 目	単位	評価	区分	授 業 科 目	単位	
憲法入門	2	A	CA	憲法	2	
情報基礎	2	B	CA	情報	2	
英語	2	A	CL	英語コミュニケーションA	1	
				英語コミュニケーションB	1	
運動と健康 1	1	C	CH	スポーツ・フィットネス実習	1	
運動と健康 2	1	C				
心理統計学	2	A	自由	心理統計法 I	2	
計					9	

他大学で修得した単位数は必ず、本学の単位数より上回る必要があります。

修得した単位 > 認定を受けようとする単位

記入上の注意

スタディガイド、シラバスを参考に指導教員と相談の上、申請科目を決めてください。なお、以下の点に注意すること。

- シラバスはなるべくA4サイズのコピーで提出してください。
- 申請単位が60単位を超える場合は必ず優先順位を記入してください。
在学中における単位認定は既修得単位、留学、語学、単位互換の合計で60単位までなので注意すること。
- 大学名などは正式名称で記入してください。
- 訂正をする場合は、二重取消線に捺印ください。
- 区分の考え方: A類社会の学生がA類国語のSA「児童文学」を申請した場合→自由選択
A類国語の学生が「児童文学」を申請した場合→SA
区分が不明な場合は鉛筆書きで提出すること。
- 申請中に履修登録期間が締め切られるため、今学期中に履修し終えたい科目である場合は履修登録をしたうえで、申請すること。
認定された場合、履修登録した科目は削除されます。

指導教員の先生へ

今回申請された科目は各担当教室へ学務課より照会いたします。相談の際は、以下の点にご注意ください。

- 卒業研究と連続性がある科目は申請せずに授業を履修すること。
- 入門セミナーは本学の中核となる授業であるため、申請せずに授業を履修すること。

既修得単位の認定について 申請の際の注意事項

メールによる事前相談が済み、学務課による確認が取れたら下記の書類を速やかに下記に郵送により提出してください。

郵送先：〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1 東京学芸大学学務課 既修得単位認定係
申請書類提出期間：5月1日（金）～5月29日（金）必着

提出書類：（１）～（３）は全員必要

- （１）既修得単位認定申請書
- （２）他大学等の学業成績証明書
- （３）他大学等で修得した科目の内容を示す資料（シラバス等, A4 サイズに印刷してください）
- （４）学力に関する証明書（本学の単位として認定を受ける科目が教育職員免許取得に必要な科目の場合, 詳細は下記の通り）

◎学力に関する証明書」について

東京学芸大学の授業科目の中には、免許取得に必要な科目があります。スタディガイドの科目のうち、「免許法上の科目」に記載のあるものが免許に必要な科目となります。

授業科目	単位数	講演実	標準開設学期	免許法上の科目	備考(対象)
日本語学演習A	2	演	Ⅲ	国語学 国文学	
児童文学	2	講	Ⅲ		
現代文化論	2	講	Ⅳ		

ココに注目！

「免許法上の科目」は大まかに言うと、下記表の3種類に分かれます。

これらの科目のうち、既修得単位として認めるためには、前大学等が免許取得可能な大学でないと、認定できない科目があります。

科目	教科に関する専門的事項	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
概要	当該免許教科の知識・見識を深めるための科目です。	教師という仕事を行う際、教育現場で必要となるスキルを身につけるための科目です。	現代的な教育課題等、教員として必要な知識・技術を補うものです。
単位認定	免許取得可能な大学である 必要なし (ただし免許法上の科目であることに変わりはないため、審査は厳格です)	免許取得可能な大学である 必要あり	免許取得可能な大学である 必要あり

そこで、「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」（「教科に関する専門的事項」以外の科目）を申請する場合は、前大学等で修得した単位が免許法上の科目かどうか確認するため、成績証明書のほかに、「学力に関する証明書」を提出する必要がありますので前大学等に発行をお願いしてください。その際は、大学に再入学し教員免許を取得するため、として、教員免許法改正後（新法）に読替えたものとしてください。

なお、「免許法上の科目」欄のうち、教養科目に記載のある「日本国憲法」「情報機器の操作」「体育」「外国語コミュニケーション」については学力に関する証明書は不要です。

【判断方法】前大学がどの学校種の免許を取得できるかどうかによって、判断が変わります。

例：免許法上の科目名「幼児,児童及び生徒の心身の発達及び生徒に対する理解」

- ・前大学「○○」…中・高のみ → 本学「教育心理学」…幼・小・中・高 申請：×
- ・前大学「△△」…幼・小・中・高 → 本学「教育心理学」…幼・小・中・高 申請：○

【留意点】

- ①学力に関する証明書とは、修得した授業科目のうち、免許に必要な科目がどれだけ修得しているかを証明するものであり、成績証明書とは別のものです。前大学等に申請される際にご注意ください。
- ②学力に関する証明書でも確認が取れない場合、前大学の履修基準等が分かるもの（本学のスタディガイドに相当するもの）の写しが必要となる場合もあります。
- ③本学で「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」がどれに該当するかについては、スタディガイド学校教育系P134～、教育支援系P72～をご確認ください。
- ④学力に関する証明書で判断するのは、申請できるかどうか、の部分となります。学力に関する証明による確認で申請が認められても、単位として認められるかどうかは審査次第となります。